

知的財産および著作権の取り扱いに関するガイドライン

第1章 デバイス WebAPI コンソーシアムにおける秘密情報の取り扱いについて

- (1) デバイス WebAPI コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）における議論は原則オープンな議論です。秘密情報などを開示する場合は、各会員の責任において行ってください。
- (2) 本コンソーシアムの会合の議事録はコンソーシアム外に公開しません。講演資料等については、講演者もしくは資料作成者の合意が得られた場合のみ公開します。

第2章 知的財産の取扱いについて

- (1) 本コンソーシアムでは、会員の知的財産を含む可能性のある文書（仕様書、標準化団体への提案資料など）を本コンソーシアムにおける議論の成果物として作成することはありません。よって、当コンソーシアムではパテントポリシーはもちません。
- (2) OMA GotAPI など、他団体の標準規格へのリンク等を公式サイトに掲載することはありますが、標準規格の必須特許などについて本コンソーシアムでは管理しませんのでリンク先を参照してください。なお、団体によって必須特許の扱いが異なるため、各団体のパテントポリシーに注意してください。
- (3) 本コンソーシアム外での会員同士の活動は制限されません。会員同士の標準化活動や技術提携、ビジネス提携は自由に行えます。その際の秘密保持、知的財産の取り扱いについては、会員間で個別に規定してください。また、標準化活動においては前項と同様に、各団体のパテントポリシーに注意してください。

第3章 著作物の取り扱いについて

- (1) 本コンソーシアムのウェブコンテンツ等の著作権は本コンソーシアムに帰属します。転載・再利用等の際は事務局までご確認願います。
- (2) 講演資料などの著作物の著作権は資料作成者に帰属するものとし、本コンソーシアムでは著作権の管理は行いません。